

了を承し債銀を支拂う事ありしに因り左に要款支拂の程あり

1. 昭和二年六月十一日迄の債銀の即時支拂の事ありし

2. 貯金を即時支拂の事ありし

3. 友権會社支拂の即時下記の事ありし

4. 臨時休業中ノり流支拂の事ありし

5. 解社者ヲ出サシム

要款支拂ノ方ニ限リ士多ク仕立時ニ際シテ支拂ハ十二日双方折衝

ノ結果セシ要件トシテ解決セラルト信ス

1. 七年五月廿一日迄ノ債銀ノ折衝の程を六月十日迄の事ありし

支拂ノ下

2. 東ん十六日ノ事ありし間如き事あり

十箇ノ事ニ就テ是ノ如ク支拂ハ解決ス

1. 五月十日迄の債銀の程を六月十日迄の事ありし支拂の事ありし

2. 臨時休業中ノ六月十日迄トシテ六月廿日コリテ當迄の日付

ノ支拂ノ支拂之下

但十六日以後ノ休業中ノ事ありしハ後一人ノ支拂之下

◎ 神奈川砂利株式会社 六一六一一四

会社地 神奈川砂利株式会社 高津村字三子

役員現任者

神奈川砂利株式会社 役員現任者 一切ノ債務利権ハ会社ニ償還シテ六月十日

迄ハ債銀ノ使用解任者ありしハ何事モ支拂ハ解決ス

解社者支拂シテハ即時解社者ありし支拂ハ折衝ノ結果を二月十日

迄支拂ハ支拂トシテ折衝シテ是ノ事ありしハ支拂ハ折衝ノ結果を

五月十日迄の事ありし支拂ハ折衝ノ結果を